

池田光寿会役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人池田光寿会（以下「法人」という。）の定款第8条及び第21条の規定に基づき、法人の円滑な運営を図るため、役員等に対する報酬に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(役員等)

第2条 この規程でいう役員等とは、次の者をいう。

- (1) 定款第15条に基づき置かれる理事、監事をいう。
- (2) 評議員とは、定款第5条に基づき置かれる者をいう。
- (3) 専門委員とは、定款第6条により置かれる評議員選任・解任委員、及び苦情解決委員、建設委員、入所判定委員及びその他の委員をいう。

(報酬)

第3条 役員等の報酬は、勤務実態に即してのみ支給することとする。

2 報酬は、役員等が法人の理事会、評議員会、その他の会議・研修に出席するときのほか、監事による監査の実施など役員等が法人の業務（以下「法人業務」という。）に従事したときに限り支給する。

3 役員等の報酬額は次に掲げる額とする。

- | | | |
|--|----|----------|
| (1) 理事長（非常勤） | 月額 | 120,000円 |
| (2) 常務理事（総合職員） | 月額 | 20,000円 |
| (3) 常務理事（60歳以上） | 月額 | 50,000円 |
| (4) 理事（理事会） | 1回 | 11,000円 |
| (5) 評議員（評議員会） | 1回 | 11,000円 |
| (6) 代表監事（定期・随時・決算監査、理事会、評議員会） | 1回 | 15,000円 |
| (7) 監事（定期・随時・決算監査、理事会、評議員会） | 1回 | 11,000円 |
| (8) 専門委員（苦情解決委員、評議員選任・解任委員、建設委員） | 1回 | 5,000円 |
| (9) 専門委員（入所判定委員、その他委員） | 1回 | 2,000円 |
| (10) 本項（4）、（5）、（6）、（7）号に該当する役員が括弧書き以外の用務について | 1回 | 5,000円 |

4 なお、同日に開催する複数回の会議出席に対する報酬は1回と算定し、第3項に規定する額の上位を支給する。

(支給方法)

第4条 役員等の報酬の支給方法は、次のとおりとする。

- (1) 理事長及び常務理事の報酬は、その職に就任した日から支給するものとし、月の初日以外の場合は、日割りとする。
- (2) 理事長及び常務理事が任期中にその職を辞したときの報酬は、その期間が1カ月未満であっても全額を支給する。

(3) 理事長及び常務理事の報酬は、毎月25日に支給する。ただし、その日が休日（取り扱い金融機関の休日を含む。）の場合は、その日前に繰り上げて支給する。

(4) 役員等（理事長及び常務理事を除く。）の報酬は、その都度支給する。または、本人が同意した場合は、本人の指定する金融機関の預貯金口座へ振込により支払う。

(旅費)

第5条 役員等が法人業務のための旅行に関しては、社会福祉法人池田光寿会旅費規程（以下、「旅費規程」という。）に準じて支給する。

(規程の改正)

第6条 この規程を改正しようとするときは、理事会及び評議員会の同意を得なければならない。

(情報の公表)

第7条 法人は、この規程をもって社会福祉法（昭和26年法律第45号）第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

附 則

この規程は、平成18年 4月 1日より全面改正の上実施する。

附 則

この規程は、平成19年 4月 1日より一部改正の上実施する。

附 則

この規程は、平成19年12月 4日より一部改正の上実施する。

附 則

この規程は、平成21年 4月 1日より一部改正の上実施する。

附 則

この規程は、平成22年 4月 1日より一部改正の上実施する。

附 則

この規程は、平成23年 6月 1日より一部改正の上実施する。

附 則

この規程は、平成28年 7月 1日より一部改正の上実施する。

附 則

この規程は、平成28年 8月 1日より一部改正の上実施する。

附 則

この規程は、平成29年 6月13日より一部改正の上施行する。

附 則

この規程は、平成31年3月22日に全部改正し、平成31年4月1日より施行する。

附 則

この規程は、令和元年 7月 1日より一部改正の上実施する。